

統括係長の設置及び運用要綱について（例規）（平成14年2月20日例規第5号）

警察改革の一環として、警部補の在り方について検討を行っているところであるが、この度、同一の係に複数の係長を配置した場合の指揮命令系統及び責任の所在を明確にするため、別記のとおり「統括係長の設置及び運用要綱」を定め、平成14年2月28日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

統括係長の設置及び運用要綱

1 目的

この要綱は、一つの係（班及び隊を含む。以下同じ。）に警察官、一般職員を問わず複数の係長（班長、小隊長及び副主幹を含む。以下同じ。）が配置される場合に、当該係長のうち所属長が指定する係長1名を統括係長とし、係内の他の係長に対する指揮命令権及び業務調整権を付与することにより、責任の所在を明確にし、業務の円滑な遂行を確保することを目的とする。

2 統括係長の任務

統括係長は、上司の指揮監督を受け、係長としての分掌事務を処理するとともに、係内の他の係長をはじめとする部下職員に対し、業務上の指揮命令をするほか、係内の業務調整を行い、係員間の業務の重複や意見の不一致を是正することによって、係としての円滑な業務運営を図ることを任務とする。

3 複数の係長が配置されている係の統括係長以外の係長の職務

複数の係長が配置されている係の統括係長以外の係長は、上司の指揮監督を受けるとともに、統括係長の指揮命令を受けて、係の担当事務を執行するものとする。

4 設置基準

所属長は、奈良県警察の組織に関する訓令（平成4年2月奈良県警察本部訓令第6号。以下「組織訓令」という。）別表第1及び第3に規定する係に対応し、同一の係に複数の係長を配置する場合において、明確に任務分担することが困難な場合に1名を統括係長に指定するものとする。

5 統括係長の指定等

（1）選考基準

統括係長には、係長の職名にある者の中から、その実務能力、勤務成績等を総合的に勘案し、係内の係長間で総括的な役割を果たす上で真に適格性を有すると認める者を選考し、指定するものとする。

（2）指定の方法

統括係長の指定は、所属長が組織訓令第43条の規定により、職の命免を行う際に指定することとし、分掌命令簿に統括係長に指定する旨を明記するとともに事務分掌表に統括係長であることが確認できるよう記載するものとする。

(3) 指定の失効

次のいずれかに該当する場合において、統括係長の指定は、その効力を失うものとする。

ア 統括係長が他の所属又は所属内の他の係（以下「他所属等」という。）に異動した場合

イ 複数の係長を配置している系の統括係長以外の係長が他所属等に異動し、当該系の係長の配置が単数となった場合

(4) 指名の解除

所属長は、統括係長が長期療養、長期入校等特別の理由により統括係長としての職務を行うことができない場合は、当該統括の指定を解除することができる。

6 警察署地域課における運用

警部補の階級にある警察署地域警察幹部（以下「本署地域係長」という。）は、当該警察署の交番係長又は駐在所に勤務する警部補（以下「交番係長等」という。）を指揮命令して事務を処理するものとする。また、三交替制により勤務する本署地域係長は、当番日に勤務する交番係長等（日勤勤務員を含む。）を指揮命令するものとする。この場合において、当該本署地域係長は、三交替制により日勤勤務する他の本署地域係長に対する指揮命令権を有するものとする。

なお、本署地域係長が一の係に複数配置されている場合は、統括係長の指定を受けた者が交番係長等の指揮命令に当たるものとする。

7 報告

所属長は、統括係長の運用に関して問題が生じた場合は、速やかに警務部長に報告するとともに必要な協議を行うものとする。